

令和8年度

事業計画書

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

令和8年度事業計画

○基本方針

人口減少や少子高齢化、単身世帯や高齢者世帯の増加といった社会・生活の構造的変化によって、人や地域のつながり、地域のコミュニティが希薄化し、生きづらさや孤独、孤立を感じている人が増えています。また、国内外の社会情勢を背景に物価の高騰により、生活に困窮する人が増加するなど、地域生活課題はより深刻化しています。

こうした課題の解決に向け、住民一人ひとりに向き合った相談・支援に取り組むとともに、住民同士が支え合う地域づくりを推進しています。

第5次地域福祉推進計画の2年目にあたる令和8年度においては、とりわけ、社協までとどこいこない生活課題やニーズを把握することに重点を置き、積極的に地域に出向いていきます。その過程において、住民の皆様には社協の役割や活動について理解していただき、信頼関係を深めて住民同士の助け合い支え合いにつながる取り組みを進めていきます。

また、地域の事業者や団体にご協力いただき、福祉の心を広げるための普及啓発や体験学習を実施し、地域の担い手として活躍いただける協力者を増やしながら、住民主体の活動がさらに広がっていくよう取り組みを進めていきます。

社協の組織運営については、人材不足や財源不足が深刻化し、引き続き経営状態が厳しい状況となっています。経営改善や人材育成に取り組むことで赤字からの早期回復をめざしながら、職員が安心して意欲的に働けるよう職場環境を整えていきます。

○重点的な取り組み

① 地域に根ざした活動

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域へ出向いて地域や住民との信頼関係を築き、把握した地域課題や困りごとへの課題解決に取り組めます。また、地域住民だれもが一緒に支え合えるよう、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めていきます。

- ・法人全体で地域に出向く相談活動
- ・福祉の啓発と地域づくりの担い手（ボランティア等）育成

② 相談支援の充実

不安や孤立、生活困窮など深刻さが増す中で、日常生活のあらゆる相談を受け止め、対応すべき課題について住民のみなさんに発信するとともに関係機関との連携強化に努め、課題解決に向けて取り組みます。

- ・生活困窮世帯への相談・支援
- ・課題を抱える子育て世帯への相談・支援

③ 介護事業の経営改善

安定的かつ持続可能な運営体制を確立するため、計画的な経営改善に基づいた業務効率化の徹底・収益の向上に向けた取り組みを進めます。

- ・職員の経営改善に対する意識改革
- ・地域に出向いた事業所の営業